

平成26年11月森町議会臨時会会議録

1 招集日時 平成26年11月28日(金) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成26年11月28日(金) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	伊藤和子	2番議員	小澤哲夫
3番議員	吉筋恵治	4番議員	中根幸男
5番議員	鈴木托治	6番議員	西田彰
7番議員	太田康雄	8番議員	亀澤進
9番議員	山本俊康	10番議員	榊原淑友
11番議員	片岡健	12番議員	小沢一男

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	村松藤雄	副町長	鈴木寿一
教育長	比奈地敏彦	建設参事	鈴木雅則
総務課長	杉山真人	防災監	村松利郎
企画財政課長	長野了	税務課長	村松也寸志

住民生活課長	村 松 弘	保健福祉課長	村 松 富 夫
産 業 課 長	三 浦 強	建 設 課 長	鈴 木 可 浩
上下水道課長	山 田 裕 一	学校教育課長	大 場 満 明
社会教育課長	鈴 木 富 士 男	病院事務局長	西 谷 勉 次
会計管理者	高 木 利 夫		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 三 浦 健 議会書記 鈴 木 芳 明

10 会議に付した事件

- 議案第 6 6 号 専決処分の報告承認を求めることについて
- 議案第 6 7 号 専決処分の報告承認を求めることについて
- 議案第 6 8 号 森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 9 号 森町特別職の職員で常勤のものゝ給料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 0 号 森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 1 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 2 号 森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 3 号 平成 2 6 年度森町一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 7 4 号 平成 2 6 年度森町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 7 5 号 平成 2 6 年度森町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 7 6 号 平成 2 6 年度森町病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 7 7 号 土地処分について

< 議事の経過 >

議長 (榎原淑友君) 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年11月、森町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、1番伊藤和子及び2番小澤哲夫君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (榎原淑友君) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3、議案第66号「専決処分の報告承認を求めることについて」及び日程第4、議案第67号「専決処分の報告承認を求めることについて」の、議案2件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (榎原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄君) ただ今一括して上程されました、議案第66号並びに議案第67号の、専決処分の報告承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第66号に係る「平成26年度森町一般会計補正予算(第5号)」の専決処分でございますが、平成26年10月6日の台風18号の到来に伴い、町内各地において発生した災害に対応するため、経費の計上に急を要したため、平成26年10月10日に専決処分を行ったものでございます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ25,600千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出そ

れぞれ7,226,548千円とするものでございます。

以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

3・4ページ、11款1項1目、農業用施設災害復旧費3,930千円のうち、作業員賃金830千円、及び重機借上料1,800千円につきましては、農道の崩土除去、農業用水路の浚渫等7箇所分でございます。

測量設計業務委託料1,300千円につきましては、草ヶ谷パイロット地内の農道災害復旧測量設計業務委託料でございます。

なお、当草ヶ谷パイロット地内の災害復旧につきましては、補助災害復旧事業として国の方に申請しております。

3目、治山施設災害復旧費2,970千円につきましては、既設治山施設からの土砂流出に伴う、浚渫等8箇所分でございます。

2項1目、公共土木施設災害復旧費18,700千円につきましては、町道等の路面整備、崩土除去、倒木処理等の経費で全57箇所分でございます。

なお、公共土木についても、公共災害の申請をしておりますので、それらの箇所については、12月議会で計上する予定でございますので、申し添えます。

次に1・2ページの歳入ですが、財源は全て繰越金で対応することとし、19款1項1目、繰越金25,600千円を計上させていただいたものでございます。

以上が、専決処分に係る「平成26年度森町一般会計補正予算(第5号)」の概要でございます。

続きまして、議案第67号に係る「平成26年度森町一般会計補正予算(第6号)」の専決処分でございますが、平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙に伴う経費の計上に急を要したため、平成26年11月21日に専決処分を行ったものでございます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,097千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,234,645千円とするものでございます。

以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げますの

で、3・4ページをお開きください。

2款5項5目、衆議院議員総選挙費8,097千円につきましては、全て選挙に必要な経費の補正でございます。主なものにつきましては、各投票所及び期日前投票所における投票管理者並びに立会人等の報酬694千円、投開票事務に従事する職員諸手当3,560千円、入場券や選挙広報配達料などの通信運搬費584千円、選挙用ポスター掲示場設置及び撤去委託料として698千円、投票事務の効率化を図るため投票用紙自動交付機3台を導入するための諸備品購入費648千円を補正計上したものでございます。

次に1・2ページにお戻りいただいて、歳入について説明申し上げます。

14款3項2目、総務費委託金8,068千円につきましては、国の衆議院議員総選挙執行経費交付金であります。

15款3項1目、総務費委託金29千円につきましては、県の開票速報経費交付金であります。

ただ今ご説明申し上げましたように、歳出予算の全額について、国及び県からの交付金等によって賄われることを申し添えます。

以上が、専決処分にかかる「平成26年度森町一般会計補正予算(第6号)」の概要でございます。

ただ今、議案第66号及び議案第67号を一括して説明申し上げましたけども、よろしくご審議の上ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長 (榊原淑友君) これから議案2件に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

6番議員 (西田彰君) 6番、西田彰君。
(西田彰君) 今回、災害復旧ということで、直ちに着手していただきましてありがとうございます。

この専決処分において、ほぼもう整備は、補修は終わったというふうに考えればよろしいでしょうか。

議長 (榊原淑友君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村 松 藤 雄 君)ただ今提案説明でも申し上げましたけども、この専決処分で予算をお願いしますのは、町単独事業で実施する分でございます、当然災害でございますので、農業災害、土木災害については、公共災害復旧費をお願いしておりますので、その箇所については予算を計上してございません。

したがいまして、町単独で対応すべき箇所については、これですべて対応させたところでございます。

議 長 (榎 原 淑 友 君)他に質疑はありませんか。

7 番、太田康雄君。

7 番議員 (太 田 康 雄 君)まず、補正予算第5号の方ですが、災害に際しましては、職員の皆様が迅速に対応していただきまして、自前でといいますか、業者に頼らず職員の皆様の手で復旧された部分もかなりあったというふうにお聞きをしております、大変有り難いことですし、ご苦労様でしたということでございます。

ただ今、それぞれ箇所、農道等7箇所、それから治山関係で8箇所、公共土木施設等、町道等で57箇所という件数でございましたが、これは今回の補正で計上されている部分で、このほかに職員の皆様が対応された部分もあろうかと思えます。

そのような、これ以外の職員対応で、自営で処理をした件数等、もしお手元にございましたらお願いしたいと思えます。

また、今回これだけの箇所について補正予算が組まれたわけですが、このほかにですね、予備費からの充用によってまかなった部分がありましたら、その件数と金額をお願いしたいと思えます。

それから、補正予算の第6号の方ですが、急な衆議院の解散に伴う総選挙の費用で、専決処分をされたということでもあります。全額選挙費用であり、また、国や県からの交付金でまかなわれるということですが、前回平成24年11月にも、選挙に伴う衆議院の解散に伴う総選挙の費用の補正予算が組まれているわけですが、そのときと比較しまして、予算で1,500千円程度、今回減額、少ない額になっているかと思えます。

その主なものは諸備品購入費が24年11月のときには2,436千円という予算計上で、今回は648千円、投票用紙の自動交付機を3台購入するということですが、大分機械化が進んで、今までの何回かの選挙で、必要なこういった交付機等、あるいは読み取り機等の整備が済んだのかどうか、今回この648千円でよろしいのですかという点をお願いします。

それから、若干ですが通信運搬費、また手数料の部分が前回よりも増額になっておりますけども、その要因をお願いします。

議長
建設課長

(榊原 淑友 君) 建設課長。

(鈴木 可浩 君) 建設課長です。11款2項1目の細目0001、公共土木施設災害復旧事業ですが、去る10月の台風18号では、連続雨量が355ミリ、時間最大が10月6日の朝の7時から8時までで、1時間で51ミリというような大雨が降りまして、七夕豪雨以来と言われるほどの短時間での豪雨となったため、町内では特に橘地区、それと一宮地区で、大小数多くの災害が発生いたしました。

町では迅速に災害復旧に努めるべく、班構成をいたしまして、班を作りまして、町内各所を調査して参りまして、倒木処理など、役場職員により対応、処理した箇所も数多くありまして、カウントはしておりません。ということで、多分30件とか40件とか、そういうような数字になろうかと思えます。

そして、それ以外に今回の予算を伴う災害箇所が、建設課所管分で、全部で57箇所ありまして、町道関係で44箇所、河川・水路関係で13箇所、合計で57箇所ございました。

したがって、こうした迅速な災害救助をすべく、専決予算によりまして作業賃金5,700千円、重機借上料13,000千円の、計18,700千円によりまして、それらの災害復旧に対応させていただきました。

また、国の補助を受けての災害復旧、いわゆる公共土木施設災害復旧箇所は、道路関係が3箇所、河川関係が同じく3箇所ありまして、国への災害の復旧の申請額では、約47,000千円となっております。

す。それらにつきましては、先ほど町長からも話がありましたように、来月12月の補正予算に計上させていただく予定であります。そして、これらの公共土木施設災害復旧の測量設計に伴う予算につきましては、当初予算の予備費からの充用をさせていただいております。

金額については、今手持ちの資料、8,192千円を充用させていただいております。以上です。

議長 (榎原淑友君) 産業課長。

産業課長 (三浦強君) 産業課長です。産業課につきましても、ただ今建設課長の方からご答弁申し上げましたが、当然ございます。

今災害被害状況ということで集計をしておりましたものを申し上げますと、農作物につきましては2件、農地関係の被害につきましては23件、農道が4件、林道が2件、治山関係で19件、観光施設で1件という産業課の状況でございますが、先ほど建設課長からも話がありましたように、カウントはしておりませんが、大体20箇所くらいは職員で対応したというふうには記憶しております。以上です。

議長 (榎原淑友君) 総務課長。

総務課長 (杉山真人君) 総務課長です。太田議員のご質問の、備品はこれで足りるのかなと、こういうご質問でございますが、ただ今自動交付機がですね、18台ということで、総選挙のときに必要な台数は21台と、こういうことでして、今回3台購入いたしますと、21台で全部そろいます。前回は自動読み取り機を購入させていただいておりますが、その金額が大分大きかったものですから、その金額が1,576千円ですか、その分がまるまる減っていると、こういう状況で、これですべて、新しい機器ができれば、また別でしょうけども、現在ある機器では、これで整備されたと、このように思っております。

それから、通信運搬費と手数料がなぜ増えたかと、こういうことでございますが、今回選挙のですね、開票の会場がですね、中央体

育館が使えなくなると、こういうことで、今のところ森小学校を予定しております。森小学校へ、実は臨時の電話を引かないと、速報、県等へ速報を出したり、それからファックス、それからパソコン、こういったものが使えないものですから、臨時に2回線森小に電話線を引く予定です。この金額が約60千円程度ありますので、そういったものが増えていると、このように思います。

手数料の増額ということでございますが、こちらにつきましてはですね、やはり自動読み取り機の関連がすべて、新しく点検をしていくものですから、読み取り機の本体、それから増設部分、それから天地表裏反転ユニット、ひっくり返ったのを正常な向きに戻す、そういった機器の点検手数料が増額になっておりますので、その分が増額と、このようにご理解を頂きたいと思っております。以上です。

議長
7番議員

(榊原淑友 君) 7番、太田康雄君。

(太田康雄 君) まず、災害復旧の方ですが、職員の皆さんに大変多くの箇所を対応していただいたということで、改めてその件数を伺って、感謝を申し上げるところであります。

また、国への災害復旧の申請についても、47,000千円程度ということで、これについては12月議会での補正予算でということですが、先日第2回目の議会報告会を行ったわけですが、その席上、橘町内会の皆さん、大勢ご出席くださりまして、今回の災害の復旧に関しても、町に対して対応を要望されておられました。

災害の復旧ですので、どこまで国で認められるかという点があるかと思っております。また、詳しいことは12月補正予算が計上されたときにご説明があろうかと思っておりますが、町が求めているところと、国が認めるところというのはどうしても差があろうかと思っておりますけども、その辺の感触といいますか、今の段階ですけれども、少しお話しただけならと思っておりますがいかがでしょうか。

議長
建設課長

(榊原淑友 君) 建設課長。

(鈴木可浩 君) 先ほど申し上げましたように、道路災害関係、土砂災害関係、それらがすべて橘地区と一宮地区に集中してい

ます。議員のご質問、補助災害以外の部分の話だったかと思えますけども、自分としては、これからの予算要求、12月補正の話になってしまいますけども、単費での予算もお願いしていきたいと、自分は考えております。以上です。

議長 (榑原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

5 番、鈴木托治君。

5 番議員 (鈴木托治 君) 災害復旧費について、ちょっとご質問いたします。

この前の台風に、迅速に処分していただきまして誠にありがとうございました。しかし、11款2項1目、重機借上代が近年まれに見る13,000千円というような金額になっておるわけですが、この詳細についてご説明を願いたいと思います。

議長 (榑原淑友 君) 建設課長。

建設課長 (鈴木可浩 君) 予算を伴う災害復旧ということで57箇所ありまして、崩土除去、あとは水路の中に土砂が堆積したということで、それらをすべて重機での対応ということでもありますので、13,000千円から57で割っても、1件あたり220千円と、そういった数字になるかと思えますけども、それこそ数万円の箇所から1,000千円くらいの箇所からいろいろありまして、トータル的には13,000千円の予算をお願いしたところでございます。以上です。

議長 (榑原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄 君) 災害復旧の復旧の仕方として、箇所ごとに設計をしてですね、工事費を算定して、そしてやるやり方と、そういうふうに設計を行わずにですね、重機をお借りして、また、その重機を操縦する人も全部雇いあげてですね、重機の使用時間によってお金を支払っていくというやり方と、2通りございます。

設計をして行うというのでは、時間に非常にお金も余分にかかりますし、また、経費もかかりますから、こういう小規模なところについては、基本的には重機を借り上げて、そして重機を使って崩土、又は浚渫等を行っていくと。それで重機を提供してくれた業者にお

金を支払っていくと、こういう方法をとっていますので、今回重機借上料という形で非常に予算が多くなっていると。通常の場合にはこういう重機借上料はそんなに大きくないんですけども、災害復旧というときにはこういう形で処理をしていることによって、このような予算の計上になったというところでございます。

議 長 (榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。
(発言する者なし)

議 長 (榊原淑友君) 「質疑なし」と認めます。
これから議案2件に対する討論を行います。
討論はありませんか。

(発言する者なし)
議 長 (榊原淑友君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第66号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 (榊原淑友君) 起立全員です。

したがって、議案第66号「専決処分の報告承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第67号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 (榊原淑友君) 起立全員です。

したがって、議案第67号「専決処分の報告承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第68号「森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第8、議案第71号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」まで、議案4件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 (榑原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄君) ただ今、一括して上程されました議案第68号「森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から、議案第71号の「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」までの4議案について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成26年人事院勧告の民間給与との較差等に基づく、給料月額、初任給調整手当、期末・勤勉手当の引上げ改定の勧告を受けた国の動向を踏まえ、改正するものでございます。

はじめに、議案第68号「森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」の改正内容でございますが、本条例の期末手当の支給月数について、本年12月期については、現行1.55月分を改正後は1.7月分とし、0.15月分の引上げを行うとともに、平成27年度の支給月数を6月期においては1.475月分、12月期においては1.625月分に改正するものであります。

次に、議案第69号「森町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第70号「森町教育委員会教育長の給与及び、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」の改正内容でございますが、本条例の期末手当の支給月数について、本年12月期については、現行2.05月分を改正後は2.2月分とし、0.15月分の引上げを行うとともに、平成27年度の支給月数を6月期においては1.975月分、12月期においては2.125月分に改正するものでございます。

最後に、議案第71号の「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の改正内容でございますが、本条例第1条につきましては、採用による欠員の補充が困難であると認められる職のうち、国の改正に合わせて、初任給調整手当の上限額をそれぞれ引き上げるとともに、勤勉手当については、現行0.675月分が改正後は0.825月分となり、0.15月分の引上げを行うものでござい

ます。

次に、別表第1及び別表第2につきましては、月例給を引き上げた国の俸給表の改正に合わせて、それぞれの給料表について引上げを行うものであります。

なお、世代間の給与配分の見直しの観点から、初任給を含めた若年層に重点を置きながら給料月額を引き上げるものでございます。

次に、本条例第2条につきましては、平成27年度における勤勉手当の支給月数の振り分けを見直しするものでございまして、6月期・12月期それぞれを0.75月分に改正するものでございます。

なお、施行日については、本条例第1条は公布の日から、本条例第2条は平成27年4月1日からとするものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたけども、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (榎原淑友 君) これから、議案4件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、中根幸男君。

4番議員 (中根幸男 君) 議案第71号の関係で、1点質問させていただきます。

今回は人事院勧告に伴う国の給与改定に準じて改訂を行うということでございます。参考までにですね、26年度のラスパイレス指数、現在まだこれ公表されていないかと思えますけれども、見込み等どの程度になるか、分かりましたらお伺いをいたします。

議長 (榎原淑友 君) 総務課長。

総務課長 (杉山真人 君) 総務課長です。ただ今ラスパイレス指数のご質問がございましたが、ご案内のとおり、まだラスパイレス指数、公表できませんので、見込みということでご答弁させていただきますが、昨年ですね、参考のラスパイレス指数でいいますと、94.2でした。国が減額しておりましたので102という数字が出ておるわけですが、94.2と。それで、今年のラストについてはですね、1程度

は、1を超すくらいにはあがるのではないかと、このように試算はしておりますが、大体95を超すと、このように考えております。

これから細かな国からの試算表がくるわけですし、それに併せて各年齢層で分けて計算していきますので、一概に95を超すといっても、年齢層によって95を超す年齢もあれば、95以下の年齢もあると、このようにご理解を頂きたいと思っております。以上です。

議長 (榎原淑友君) 他に質疑はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員 (西田彰君) このすべての条例の改定幅ですけども、これは町独自で算定されているのか、この人事院勧告にその改定率というものが示されてきているのか。また、近隣市町ではどのような対応をしているのか。その辺分かりましたら。

議長 (榎原淑友君) 総務課長。

総務課長 (杉山真人君) 給料表につきましてはですね、国から人事院勧告、こちらの方に人事院の勧告に基づいて、森町については給料表を改正していると。ですから、国の給料表と全く金額については同じと。こういうことでございます。

近隣どのようになっているかとお話でございますが、市レベルでは、この人事院勧告、政令市とか県については人事委員会がございますので、そちらの方の勧告に従って給料表を変えますので、若干森町とは違おうと、このように考えております。以上です。

議長 (榎原淑友君) 他に質疑はありませんか。

5番、鈴木托治君。

5番議員 (鈴木托治君) 今度の報酬並びに費用弁償に対し、他の教育委員長とか、あるいは一般職員の方、特別職の方はともかくとして、議員に対する報酬について、私は現在アベノミクスがなかなか地方まで浸透しなくて、町民、あるいは中小企業が四苦八苦している状態の中で、我々の報酬は上げるじゃなくて、少なくとも議員だけは据え置くべきだと私は考えておりますけど、その点について。

議長 (榎原淑友君) 町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄君) 通常は異なった報酬を定めるときには、報酬審議会、あるいは議員提案という形で対応するわけですが、けれども、このように単なるボーナス等の率の改定の問題については、従前は国がこのボーナスの支給率を下げたときは、同額議員の方々も下げさせていただきましたので、今回逆に上げたときは、同じように同額を上げるという提案をさせていただきました。この提案をご承認いただけるかどうかは、まずは議員さんの議決にかかっておりますので、町長としては提案をするべきと思って提案した次第でございます。

議長 (榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榊原淑友君) 「質疑なし」と認めます。

これから、議案4件に対する討論を行います。

討論はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員 (西田彰君) 6番、西田です。ただ今提案されました議案68号から議案71号までに対し、賛成の立場で討論をさせていただきます。

バブル崩壊以降下げ続けられてきた公務員給与改定、今回人事院勧告によって上げとなりましたことは、大企業を中心とした民間給与の引上げに準ずるものと考えますが、私は給与引下げが行われる前に、反対をして参りました。民間への引下げ連鎖となり、地域経済にも影響を及ぼし、消費意欲をますます落ち込ませると申ししてきました。

長期不況は、地域から活力を奪ってきたといわざるを得ません。アベノミクスのトリクルダウン、大企業・富裕層が潤えば、徐々に中間層、低階層にしたたり落ちると、破綻した経済理論で国民を苦しめています。それ以上に消費税、増税不況は深刻であり、地方公務員とて例外ではありません。

今回の引上げは当然の帰結であり、このことが地域の個人消費意

欲、消費活動に少なからず影響を及ぼすのではないかと思い、賛成をいたします。

議長 議員の皆様のご賛同をお願いいたしまして、私の討論といたします。
(榎原淑友 君) 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)
議長 (榎原淑友 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第68号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)
議長 (榎原淑友 君) 起立多数です。

したがって、議案第68号「森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)
議長 (榎原淑友 君) 起立全員です。

したがって、議案第69号「森町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)
議長 (榎原淑友 君) 起立全員です。

したがって、議案第70号「森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

- 議 長 (榑原淑友君) 起立全員です。
- したがって、議案第71号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。
- 日程第9、議案第72号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
- 職員に議案を朗読させます
- (職 員 朗 読)
- 議 長 (榑原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。
- 町長、村松藤雄君。
- 町 長 (村松藤雄君) ただ今上程されました、議案第72号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」、提案理由の説明を申し上げます。
- 今回の改正は、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が平成26年4月23日に公布され、その一部の規定が平成26年12月1日から施行されるに当たり、当該法令を引用する森町消防団員等公務災害補償条例についても、所用の条例整備を行うものでございます。
- 以上、提案理由の説明を申し上げましたけども、よろしくご審議をお願い申し上げます。
- 議 長 (榑原淑友君) これから質疑を行います。
- 質疑はありませんか。
- (発言する者なし)
- 議 長 (榑原淑友君) 「質疑なし」と認めます。
- これから、討論を行います。
- 討論はありませんか。
- (発言する者なし)
- 議 長 (榑原淑友君) 「討論なし」と認めます。
- これから議案第72号を採決します。
- 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
- (起 立 全 員)

議 長 (榑原淑友 君) 起立全員です。

したがって、議案第72号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第73号「平成26年度森町一般会計補正予算(第7号)」及び日程第11、議案第74号「平成26年度森町介護保険特別会計補正予算(第2号)」の、議案2件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (榑原淑友 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君) ただ今一括して上程されました、議案第73号及び議案第74号について、提案理由の説明を申し上げます。

はじめに、議案第73号「平成26年度森町一般会計補正予算(第7号)」について、申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10,037千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,244,682千円とするものでございます。

以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

3ページからお開きいただきたいと思います。

3～14ページに渡りまして各科目に計上いたしました人件費は、本年4月の人事異動に伴う年間見込額と、現計予算額との過不足による調整、及び本年8月の人事院勧告に基づく給料、手当、議員期末手当を含めた改正に伴う補正でございます。

次に5・6ページ、3款1項4目、老人福祉費58千円につきましては、介護保険特別会計への繰出金でございまして、介護保険特別会計に係る人件費の補正に対する、一般会計からの負担分でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、1・2ページにお戻りください。

12款1項1目、繰越金10,037千円につきましては、歳出に対する

財源としての計上でございます。

以上が、議案第73号「平成26年度森町一般会計補正予算(第7号)」の概要でございます。

次に、議案第74号「平成26年度森町介護保険特別会計補正予算(第2号)」について、申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ289千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,796,258千円とするものでございます。

以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

3・4ページ、3款2項1目、包括的支援事業費289千円につきましては、本年4月の人事異動に伴う人件費の年間見込額が、現予算額に不足を生じるための調整、及び本年8月の人事院勧告に基づく給料、手当の改正に伴う補正でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。1・2ページをお開きください。

3款2項3目、地域支援事業交付金114千円、5款3項2目、地域支援事業費交付金57千円、及び7款1項3目、地域支援事業繰入金58千円につきましては、歳出の人件費に対する国、県、一般会計からの負担分でございます。

8款1項1目、繰越金60千円につきましては、財源調整としての計上でございます。

以上が、議案第74号「平成26年度森町介護保険特別会計補正予算(第2号)」の概要でございます。

ただ今、議案第73号及び議案第74号を一括して説明申し上げましたけども、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 (榊原淑友君) これから、議案2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、中根幸男君。

4番議員 (中根幸男君) 4番、中根でございます。議案第73号、平

成26年度森町一般会計補正予算(第7号)について、1点ほどお伺いをいたします。

歳出の7・8ページです。4款1項1目、保健衛生総務費、職員給与費が10,022千円の減となっております。それから、同じく4款2項1目の清掃総務費では、15,245千円の増となっております。これは先ほど町長からの提案のようにですね、当初予算との比較、また人の入替え等もあったということですが、その辺の内容とですね、事業量の増減があったのかどうか。その辺について伺いたいと思います。

議 長 (榊原 淑 友 君) 総務課長。

総務課長 (杉山 眞 人 君) 総務課長です。科目は保健福祉課と住民生活課ではございますが、人事の関係ということで私の方からご答弁させていただきます。

まず、保健福祉課のですね、10,000千円強減額になっておりますが、それにつきましてはですね、1名退職、それから1名が包括支援へ異動ということで、そこで二人減になっておまして、その影響額が大きいと、そのように考えております。ですから、事業量が増減があったということではなく、人事的な、人が減になったと、そのようにご理解を頂きたいと思います。

また、住民生活課の15,000千円余りの増額につきましては、こちらにつきましては係長から補佐に人がまず1名代わっていると、それから同じく、人事異動で2名増員をしております。

こちらにつきましては、1名嘱託のものが26年3月で退職ということでまず増やしたと。それからもう一つは、本年度清掃センターの解体が予想されていたものですから1名増やしたということと、もう一つは、これはちょっと答弁がしにくいところではございますが、メンタルヘルスの面で、職場復帰の支援ということで、職員の、そういったことも兼ねましてですね、こちらに2名増員をしておりますので、ここはご理解いただきたいと、このように思います。以上です。

- 議 長 (榑原淑友 君) 他に質疑はありませんか。
- 7 番議員 (太田康雄 君) 7 番、太田康雄君。
- 7 番議員 (太田康雄 君) 一般会計補正予算(第7号)の方ですが、総額で10,037千円の増ということで、内容については人事異動に伴う調整と、それから人事院勧告に伴う改正であるということでありましたが、総額で見ますと人事異動は同じ人が課を移っても金額的には変わらないと思いますので、差が出てくるところは退職された方と、新たに採用された方の差であろうかと思います。
- 人事異動に伴うこの補正予算の金額、また、人勧に伴う給与の改正に伴っての補正予算の金額、その辺のところを概算でも結構ですのでお願いします。
- 議 長 (榑原淑友 君) 総務課長。
- 総務課長 (杉山眞人 君) 人勧分がですね、6,000千円強ですね、6,016千円、人事異動に伴う減額というのが、一般会計ベースで申し上げますと、4,200千円強ということでございます。
- その他として7,700千円余りあるわけですが、これにつきましてはですね、時間外が増えておりまして、こちらの方補填させていただいておりますので、併せまして今回の補正額と、こういうことでございます。以上でございます。
- 議 長 (榑原淑友 君) 7 番、太田康雄君。
- 7 番議員 (太田康雄 君) 人勧に伴うものが6,016千円、それから人事異動に伴う減額がおよそ4,200千円、その後7,700千円が時間外等ということですが、ちょっと概算でと言いましたので、きちりと合わないかと思えますけども、この10,037千円とどうでしょうか。
- 議 長 (榑原淑友 君) 総務課長。
- 総務課長 (杉山眞人 君) こちらにつきましてはですね、共済組合の負担分等が入って、給料でいきますとですね、人勧が5,600千円弱、人事異動が2,000千円、約、減額です、人事異動で。このようにして7,800千円程度、こういうことで21,100千円程度になりまして、で、あとすいません、管理職特別手当、これは災害のときに出た、

そこがちょっと不足しておりますので、台風等で出た管理職の手当が認められておりますので、そちらの手当が入っていると、そういうことをごさいますして、したがって200千円ですか、あと10,000千円程度ですかね、町債費が1,200千円程度減額ですか。

もう一度申し上げます。時間外等管理職特別手当で8,000千円程度。それから、人勧分の給料の引上げが5,600千円程度。人事異動に伴う減額が2,000千円強、2,100千円ですか。それと、共済分が入って参りまして、1,300千円程度ですか。減額と。こういうことをごさいますして、ですから、人事異動で減額で人勧で増額と、こういうことをごさいます。暗算でやっておりますして申し訳ありません。以上です。

議 長 (榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。
(発言する者なし)

議 長 (榊原淑友君) 「質疑なし」と認めます。
これから、議案2件に対する討論を行います。
討論はありませんか。

議 長 (榊原淑友君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第73号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立多数)

議 長 (榊原淑友君) 起立多数です。
したがって、議案第73号「平成26年度森町一般会計補正予算(第7号)」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 (榊原淑友君) 起立全員です。
したがって、議案第74号「平成26年度森町介護保険特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第75号「平成26年度森町水道事業会計補正予算（第2号）」及び日程第13、議案第76号「平成26年度森町病院事業会計補正予算（第3号）」の、議案2件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 （ 榊 原 淑 友 君 ） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町 長 （ 村 松 藤 雄 君 ） ただ今一括して上程されました、議案第75号及び議案第76号について、提案理由の説明を申し上げます。

はじめに、議案第75号「平成26年度森町水道事業会計補正予算（第2号）」について、申し上げます。

本補正予算は、第3条予算（収支的収入及び支出の予算）、及び第4条予算（資本的収入及び支出の予算）、それぞれの人件費を、本年4月の人事異動、及び人事院勧告に伴い、補正をお願いするものでございます。

1 ページ及び2 ページをご覧ください。

補正予算第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を改め、第1款第1項、営業費用を、4,008千円減額するものでございます。

次に、1 ページ及び3 ページをご覧ください。

補正予算第3条は、予算第4条中、資本的支出の予定額を改め、第1款第1項、建設改良費を、322千円増額するものでございます。

この第2条の4,008千円の減額については、人事異動に伴う減額でございます。

1 ページをご覧いただきたいと思えます。

補正予算第4条は、予算第6条に定めた「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」について3条予算、4条予算の人件費増減額の合計3,686千円を減額補正するものでございます。

それでは補正の概要を申し上げますので、附属資料の1・2 ページをご覧ください。

収益的収支及び支出の明細ですが、支出について職員の人件費4,008千円の減額をお願いするものでございます。

次に、3・4ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の明細ですが、支出について、職員の人件費322千円の増額補正をお願いするものでございます。

以上が、議案第75号「平成26年度森町水道事業会計補正予算(第2号)」の概要でございます。

続きまして、議案第76号「平成26年度森町病院事業会計補正予算(第3号)」について、申し上げます。

本補正予算は、人事院勧告に基づく給料、手当の改正に伴い、人件費の増額補正をお願いするものでございます。

1・2ページをご覧いただきたいと思っております。

補正予算第2条で、予算第3条に定めた「収支的収入及び支出の予定額」のうち、支出の第1款第1項、医業費用を13,340千円増額し、2,930,889千円とし、第2項、医業外費用を132千円増額し、135,941千円とし、病院事業費用の予定額を3,229,708千円とするものでございます。

補正予算第3条で、予算第8条に定めた「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」のうち、「職員給与費」を13,472千円増額し、1,769,490千円とするものであります。

以上が、議案第76号「平成26年度森町病院事業会計補正予算(第3号)」の概要でございます。

ただ今、議案第75号及び議案第76号を一括して説明申し上げましたけども、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 (榊原淑友君) これから、議案2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、太田康雄君。

7番議員 (太田康雄君) 議案第76号の病院事業会計補正予算についてであります。今回13,472千円の増額ということですが、人事異

動、また人勧に伴う給与、人件費の部分であるということですが、この当初予算を立てたときと現在との職員の数がどうであるのか。

予算を立てたときには、当初予算の級別職員数に書かれている26年1月1日現在で立てられているかと思いますが、実際に4月1日、そして現時点での職員数の増減がありましたら、その点をお願いいたします。

また、併せて今回の補正が人事異動に伴うものがいかほどで、人勧に伴うものがいかほどであるか、お願いします。

議 長
病 院
事務局長

(榑原淑友 君) 病院事務局長。

(西谷勉次 君) 病院事務局長です。ただ今のご質問ですが、今回の補正につきましてはですね、人事異動に伴う補正の計上はしておりません。人勧による補正ということで計上をさせてもらっております。

というのもですね、人事異動につきましては、病院事業会計につきましてはですね、当初予算の方ですね、年末の退職、年度末の退職、そして新年度の新規採用、そういったものを加味した予算計上をしておりますので、特に大きな、多少増減はありますが、人数的にはさほど変わりはないということで、その人事異動分については予算計上をしておりません。

ちなみに、当初予算では187名ほどの計上になっているかと思いますが、今現在184名ですね、職員がおります。ということで、今回は人事異動による補正というものは計上をしておりません。以上です。

議 長
議 長

(榑原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

(榑原淑友 君) 「質疑なし」と認めます。

これから、議案2件に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (榑原淑友 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第75号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立 全 員)

議 長 (榑原淑友 君) 起立全員です。
したがって、議案第75号「平成26年度森町水道事業会計補正予算
(第2号)」は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第76号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立 全 員)

議 長 (榑原淑友 君) 起立全員です。
したがって、議案第76号「平成26年度森町病院事業会計補正予算
(第3号)」は、原案のとおり可決されました。
日程第14、議案第77号「土地処分について」を議題とします。
職員に議案を朗読させます。
(職 員 朗 読)

議 長 (榑原淑友 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君) ただ今提案を申し上げました、議案第77号
「土地処分について」の提案理由の説明を申し上げます。
当該土地は、現在、森町中央体育館及びテニスコート敷地等とな
っており、隣接地のヤマハモーターエレクトロニクス株式会社から
事業拡大の意向があり、また、準工業専用区域内でもあることから、
行政財産から普通財産に移管後、当該土地を売却するため財産処分
を行うものでございます。
処分の内容でございますが、所在地は、森町森字穴田1476番地の
1外9筆となっており、地目は宅地及び公衆用道路であり、地積は
合計で10,945.63平方メートルでございます。
売却予定額につきましては、皆様方に参考資料をお配りしてござ
いますので、参考資料についてもご覧になっていただければと思い

ます。売却予定額については、1平方メートル当たり16千円で土地価格を算出し、既存建物の解体費用等にかかる経費総額50,365,044円を控除した額、124,765,036円を売却予定価格といたしました。この内訳は、参考資料のとおりでございます。

売買の相手方の詳細につきましては、本社所在地森町森1450番地の6、ヤマハモーターエレクトロニクス株式会社で、会社設立は昭和48年11月、資本金272,580千円となっております。

主要製品は輸送機器用電装品製造で、モーターサイクル等の電装部品を製造、売上高は、2013年12月の実績が森町工場分で17,500,000千円となっており、町内においても長期にわたり操業し、地元貢献度も高く優良企業であろうかと思っております。

今回の売却により、森町における税収増及び雇用の確保等により、産業の活性化が図られ、今後の森町の発展に寄与するものと考えております。

以上申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしくご審議の程お願いし、お認めいただきたいと思っております。

議 長 (榑原淑友 君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 番、西田彰君。

6 番議員 (西田 彰 君) 数点お伺いします。まずこの体育館の跡地、私は町のもの、ひいては町民のものというふうな考えでおります。町長も当然そのような考えだと思いますが、いかがでしょう。

議 長 (榑原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君) 町のものには、行政財産と普通財産がございます。行政財産については行政目的をもった財産でございますし、普通財産については行政需要の高い財産でございます。これについては一般私個人の立場と同じでございます。

当然、財産は町に帰属するものでございます。以上でございます。

議 長 (榑原淑友 君) 6 番、西田彰君。

6 番議員 (西田 彰 君) ヤマハさん、非常にこの森町にとっては大

事な企業ということで、今工場の拡張と、当然雇用も増え、また税収面も増えるというふうに考えるわけですが、単価においてですね、1平方メートル16千円、この周辺のですね、民間の土地であれば、大体どのぐらいで現実売買されているのか。

聞くところによりますと、工場用地と民間の用地とでは算定価格が異なりますよというふうなことも聞いておりますけども、工場用地の方が安いというふうに聞いておりますが、その辺はいかがでしょう。

以前から、体育館の関係からお話をしているわけですが、周智校跡地の算定基準というものは、余り参考にはならないんじゃないかなというふうに考えますので、この16千円が妥当かどうかというところは、私も詳しいところまでは分かりませんが、その辺の、少しでも町民の財産ということですので、高く買っていただくという方が良いかと思しますので質問させていただきますが、いかがでしょうか。

議 長
町 長

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) 当然、土地の価格を決定するについてはですね、不動産鑑定士、要するに国家試験を受けた方の不動産鑑定士の鑑定を頂いております。

当然不動産鑑定士は、周辺の取引事例等々を参考にして鑑定をしていただくわけでございます。これは、周智校の跡地の鑑定についても、同じように不動産鑑定士が鑑定した値段でございまして、これは周辺の民間売買事例等々を勘案しながら決定したところでございます。

周智校の跡地についてはですね、県の鑑定、それから町も鑑定いたしました。その結果が13,750円くらいという数字になったところでございます。当然これは参考事例となるところでございます。それは、この13,750円を出すに当たって、周辺の民間の売買事例を基にこの数字を出していますから、今議員が13,750円の数字は参考にならないという質問でございますけども、それはそういうことで

はございませんので、よろしくお願ひ申し上げます。

そして、当該土地不動産鑑定の値段は、15,900円という数字が出ました。したがって、我々はこれよりも100円高い16千円でまずは企業側に提示をして、そして16千円ならばよろしいですということをお願いをいたしましたので、今回このような形をお願いをするものでございます。

周辺については鑑定書を見ないと分かりませんので、今ここではちょっと持っていませんので、私としては承知をしておりません。

議 長 (榑原淑友 君) 企画財政課長。

企画財政課 長 (長野 了 君) 今町長の答弁のとおり、今手元の鑑定書がないので、今は分かりません。

議 長 (榑原淑友 君) 6番、西田彰君。

6番議員 (西田 彰 君) もう1点、体育館を解体するに当たってですね、46,008千円ということですが、町がですね、例えば公共事業として解体をするとなると、どのぐらい、まあ町長の今までのあれでいいますと、民間が解体した方が価格はかなり低く解体できるというようなことも聞いていましたので、町がもしやるとすれば、どれぐらいの解体費用がかかるのか、その辺が分かれば。

議 長 (榑原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君) 行政が解体するとしたらどのぐらいの費用になるだろうということを設計業者に見積もらせていただきました。その結果、115,000千円余という数字が出ました。

115,000千円余ということですね、入札を行ったとすると、最低制限価格がございませぬ。率は申しませぬけども、私が最低制限価格をかけるとしたら、最低制限価格は約92,000千円程度になろうかと思ひます。

したがって、焼却場等々についてもですね、入札を行ひまして、最低制限価格に近い数字で落札をいたしましたので、最低制限価格等々を比較しても、この数字、解体費用46,000千円に対して行政ならば90,000千円程度の数字が出てくるということですが、

議 長 (榑原淑友 君) 6番、西田彰君。

6番議員 (西田 彰 君) その下のですね、土壤調査にかかる費用とか、微量なPCBがあると、その処分をするというのは、これもヤマハさんがやっていたのか、これに関しては行政側がやるのか。

議 長 (榑原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君) この土壤調査にかかる費用は、当然ここで見ておりますので、行政側がみる費用でございます。ただ、なぜこういう土壤調査が必要かということについてでございますけども、土壤調査についてはですね、ヤマハはですね、工場敷地として土地を購入した際に、土壤汚染等で苦勞した経験がございまして、その経験を踏まえて、土壤汚染については非常に精査をしていたということでございます。

その結果ですね、ヤマハはヤマハの費用負担でもって、4月と5月に自主的にこの購入土地の土壤調査を実施しました。体育館周辺地内の建物周囲について、基準を超えるフッ素と鉛が検出をされました。

この結果ですね、これは4月と5月に2回調査をしてこういうことになったわけでございますので、汚染の浸透の深さを調査するためにボーリング調査もしてですね、鉛については表層部分のみで収まっていると。フッ素についてはある程度の深さまで浸透があったという報告を受けています。

これをヤマハ側から提案をされましてですね、当然建物の建っている部分についても調査をする必要がございまして。ですから、ヤマハが自主的に調査した費用については、こちらはみませんけども、周囲がこういう数字が出ている以上は、建物を撤去した時点において、建物の部分についても調査する必要がございまして、この費用を計上させていただいたところでございます。

それから、PCBの配電器設備、これについては当然建物の所有者である森町が処分すべきものでございますけども、この撤去についてもこの解体とあわせてやるのが適当であるということから、こ

ここに費用の計上をお願いしているところでございます。

このPCB関係を申し上げますと、微量PCB配電器機器の内訳は、電灯変圧器、いわゆる高圧トランス3台、高圧コンデンサ1台がございいます。これらの機器は、低濃度ではございますけれども廃棄処分については専門の業者における処理が必要でございまして、解体経費には含まれていないことから、別の経費として含んだところでございます。

また、これらの機器は軽いものでは43キログラム、人力による運搬も可能ではありますが、重いものになりますと1台で660キログラムでございます。大きさも附属部分も含めまして、高さ1.3メートル、幅90センチメートル、奥行き80センチメートルあります。

このため、町で処分するよりも、解体時にこれらの機器も併せて処分することが適正であると考えまして、このような経費を見込んだところでございます。

議 長
6 番議員

(榊原淑友 君) 6 番、西田彰君。

(西田 彰 君) 汚染の関係で、聞くところによると、他の企業が持っていたときにそういった状況になったというようなことも聞いておりますが、その企業に対する町からこういうふうな状況になっていたよと、土地を購入するときに町がしっかり見ておけば良かったのかなと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

議 長
町 長

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) 我々もこの体育館の土地が、フッ素等に汚染されているというのは、正直驚いております。当然、この体育館の土地というのは当初は町が土地を提供して、京浜工業を誘致して、京浜工業が使っていた土地を、今度は町が体育館として必要だからということで京浜工業さんから町が買ったということでございますので、水田として利用していたときには、このような有害物質は自然界にはないわけですから、当然京浜工業さんが起因する、何らかの経緯はあったのではないのかなと、このように思っております。

また、もう1点は、造成をしますとですね、その造成した土に付

着しているということもございます。そういう関係で、いずれが原因かは特定しませんけども、そういう経過があるということについては、以上のとおりでございます。

議長 (榊原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

7 番、太田康雄君。

7 番議員 (太田康雄 君) 別紙の説明資料で、地目所在地の一覧を頂いておりますが、10筆あるうちの2筆が公衆用道路ということで、9月議会で町道の廃止、中央体育館線の廃止を議決したわけですが、そのときには中央体育館線は柳ヶ坪1427の1が起点であり終点であるという説明だったかと思います。

今回この公衆用道路、曾武神と柳ヶ坪と、2筆があるわけですが、これは中央体育館線ということでよろしいでしょうか。

それから、本日土地処分について議決をされた後ですね、実際の契約、所有権移転はいつになる予定なのか。その点をお願いします。

議長 (榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄 君) まず、契約につきましては、本日議会の議決を頂きますと、12月1日でヤマハ側と契約する予定でございます。

所有権移転は、当然登記等が完了しないといけませんので、登記等が完了すれば、その時点において所有権移転になってこようかと思えます。

ただ、ヤマハ側もですね、この売買代金については、ご承知のようにヤマハは12月決算でございますので、代金支払については12月の決算期内で処理をしたいという意向がございますので、我々としてはお認めいただいた後に、売買契約、所有権移転、そして代金の支払が登記前であっても、代金の支払はなされるのではないのかなと。登記が間に合えば登記済みで売買の支払が良いかと思えますけども、代金が納入された時点で所有権が移転と、こういうことになる予定でございます。

したがって、代金の納入は12月に入る予定でございますから、12月中に所有権の移転がなされると、こういう予定でございます。

議 長 (榑原淑友君) 企画財政課長。

企画財政課 長 (長野了君) 企画財政課長です。今ご質問にありました公衆用道路が2筆あると。その1番上のですね、森町森字、これは曾武神と申します。1436番地の4につきましては、今現在ヤマハモーターの本社があるところに入っていく道路があると思うんですけど、体育館の方、ちょっと踏切に近い方、あそこの道路ですね、町道になっておりませんが、公衆用道路扱いとなっておりまして、そこも一緒に所有権移転したいということでございますので、その筆のところに今すぐきていただいているところであります。以上です。

議 長 (榑原淑友君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (榑原淑友君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (榑原淑友君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第77号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 (榑原淑友君) 起立全員です。

したがって、議案第77号「土地処分について」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年11月森町議会臨時会を閉会します。

(午前11時12分 閉会)